

新型コロナ対応特別手当支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する新型コロナ対応特別手当支援事業について、補助の要件等を定めるものである。

第2 交付申請書の提出

交付申請にあたって、要綱第4条第2項に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象医療従事者勤務状況年間一覧表（要領様式第1号）1部
- (2) 対象医療従事者勤務状況月別一覧表（要領様式第2号）1部

第3 変更の承認の申請

変更の承認の申請にあたって、要綱第7条に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象医療従事者勤務状況年間一覧表（要領様式第1号）1部
- (2) 対象医療従事者勤務状況月別一覧表（要領様式第2号）1部

第4 実績報告

実績報告にあたって、要綱第11条に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象医療従事者勤務状況年間一覧表（要領様式第1号）1部
- (2) 対象医療従事者勤務状況月別一覧表（要領様式第2号）1部
- (3) 出勤簿又はタイムカードの写し 1部
- (4) 賃金台帳等の写し 1部
- (5) 特別手当支払い証明書（要領様式第3号） 1部
- (6) その他参考となる書類

第5 補助基準額について

要綱別表1に記載する補助基準額について、対象となる業務は下記のとおりとする。

- (1) 医療従事者1人あたり3,000円/日支給に該当する業務

感染者等の身体への直接接触を伴わず、短時間で完結する問診やCT等の画像撮影、検体検査等の業務又は感染者等の使用した機器や物品等の消毒など、感染者等との接触はないが感染の危険性を伴う業務。

- (2) 医療従事者1人あたり4,000円/日支給に該当する業務

新型コロナウイルス感染症の感染者又は疑いのある者（以下「感染者等」という。）の身体に直接接触又は長時間にわたり接触して行う診察、検体採取、治療、看護等の業務。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月2日から施行し、改正後の要領の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月6日から施行し、改正後の要領の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。